

松戸市景観表彰に関する要綱

(景観表彰の目的)

第1条 松戸市景観条例第22条の規定による景観表彰（以下「表彰」という。）は、景観資源の把握、表彰、周知を通じ、市民や事業者の景観づくりに対する意識の高揚と、景観形成の取り組みの促進を図ることを目的として行う。

(賞の名称)

第2条 この要綱による表彰の名称は、松戸市景観賞（以下「景観賞」という。）とする。

(表彰の区分)

第3条 表彰は、次の各号に定める区分を設け、原則として区分ごとにそれぞれ開催するものとする。

- (1) 市内在住、在勤若しくは在学する者、及び施主、設計者、施工者、所有者等からの推薦又は応募により行うもの
 - (2) 景観法に基づく届出のあったもの又は千葉県屋外広告物条例に基づき申請のあったものから行うもの
- 2 前項に規定する各開催区分の内容は、市長が別に定める。

(選考)

第4条 景観賞の選考は、松戸市景観審議会（以下「審議会」という。）に諮るなどの手続きを経て行うものとする。

(表彰の決定)

第5条 審議会は、表彰の選考結果を、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受け表彰対象を決定するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状、記念品などを受賞者に授与して行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。